

一、賃料の増大、時間外就業の増加

(1) 日給者の定額一人歩、一歩増金を支給 (但し一月間)

(2) 日給一歩増、一歩増の定額一割増

(3) 精介者、従来定額一割五分増とし (本保の昭和八年)

二月二十五日迄之を施行

三、争議中、日給及争議費用の支給也、但し同場

全トシテ全一割支給

四、従来、個人的感情を精算シ、工場本位ニ誠意ヲ以

テ協力一致を期スルニト